

平成四年(丙)第二〇七五号、同五年(丙)第二二二五号、同六年(丙)第二三〇八号
公式陳謝等請求事件

原 告

被 告

國

ほか八一名

第一二準備書面

平成九年一二月一六日

法務省

被告指定代理人

綿	山	野	岸	石
谷	中	崎		井
	正	昌	秀	忠
修	登	利	光	雄

藤	白	古	谷	信	奥	下	中	櫻
原	川	屋	口	田	田	村	本	井
朋	福	浩	幸	津	尚		真	敏
子	一	司	夫	一	志	一	美	良

法務省

平成四年(7)第二〇七五号事件及び同五年(7)第二二二五号

事件被告指定代理人

小林和夫

京都地方裁判所第一民事部
御中

法務省

一 平成四年(?)第二〇七五号事件の請求の原因第三の一の認否について

1 原告番号二〇 [REDACTED] 関係

[REDACTED] が、昭和二〇年（一九四五年）八月二十四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認め。同人は、大湊海軍施設部に所属していた。

2 原告番号二三 [REDACTED] 関係

[REDACTED] については、同一氏名の死没者は見当たらないが、同人が [REDACTED] と同一人物であるとすれば、昭和二〇年（一九四五年）八月二十四日舞鶴湾にて浮島丸沈没により死亡したことは認める。同人は、昭和二九年（一九四四年）五月一二日に徵用され、大湊海軍施設部に所属していた。

二 原告らの一九九七年（平成九年）一一月六日付け文書提出命令申立意見書第三における求釈明について

1 求釈明事項一について

厚生省の保管する資料中には、「浮島丸遭難者名簿」及び「浮島丸死没者名簿」と題する名簿があり、被告の平成八年六月二八日付け第一〇準備書面記載の「遭難者名簿」は、右「浮島丸遭難者名簿」を指すものである。乙第一号証に記載のある「死没者名簿」とは、「浮島丸死没者名簿」を指すものと思われるが、これを確定し得る資料はない。

なお、「浮島丸遭難者名簿」と「浮島丸死没者名簿」とは、いずれも死没者のみが記載された名簿であり、生存者に関する記載はない。

「浮島丸遭難者名簿」に記載されている事項は、死没者の氏名と本籍地のみである。これに対し、「浮島丸死没者名簿」は、大湊海軍施設部の分と同施設部以外の分とに分かれ、いずれも氏名及び本籍地の記載に加え、

施設部の分には職種及び年齢の記載があり、施設部以外の分には組名、年齢、性別の記載がある。

2 求釈明事項二について

被告の平成九年一一月六日付け書証認否書のとおり、原告ら提出に係る甲A五九号証の「浮島丸死没者名簿」は、厚生省が保管している「浮島丸死没者名簿」と題する名簿を転記したものと思われるが、両者の間に記載が合致しない部分がある。

3 求釈明事項三について

被告の平成九年一〇月六日付け意見書三ページにおいて述べたとおりであります、遺族等からの要求には応じている。

4 求釈明事項四について

記載内容からみると、「浮島丸遭難者名簿」は「浮島丸死没者名簿」から氏名及び本籍地を抜粋して作成されたものではないかと思われるが、両名簿の作成経緯等は確定し得ない。